

答 申 書 (案)

2024 (令和6) 年 月 日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市人権施策審議会
会 長 横田 昌宏

令和6年7月25日付6古人セ第271号で諮問のありました「古賀市人権施策基本指針に基づく令和6年度実施計画(案)」について慎重に審議した結果、下記の5項目に関し、審議会の意見を付して答申します。

記

- 1 あらゆる人権課題の解決は、国や地方公共団体の責務であり、国民一人ひとりの課題であるとされている。このことに、より重きを置く必要があることより、「国や地方公共団体の責務である」という内容の追加を検討されたい。
- 2 えせ同和行為について、全国的にはまだ存在している行為ではあるが、古賀市にとって、具体的な課題でなくなっているのであれば、時代に即して、実施計画(案)から文言をなくすことを検討されたい。
- 3 自治体独自の人権擁護、人権保障政策を進めていく意味合いが高まるなか、古賀市がこれまで発揮してきた先進的な役割を一層強化されるよう検討されたい。
- 4 インターネットやSNSの急速な普及に対しリテラシーが高まっておらず、他者への誹謗中傷や差別行為など人権侵害が助長される危険性がある。
正しい情報を取得し、それを判断できる力を養うといった社会全体でのリテラシーを高めるために有効な事業の実施について検討されたい。
- 5 「こども基本法」の施行により、「こども計画」の策定が進められる中、古賀市においても、子どもの人権を具体的に保障する取組をすすめていく必要がある。
子どもが健全で安心して過ごせる環境を充実させるとともに、地域や団体と連携した子どもの居場所づくり等について検討されたい。